第 成 三 T + Ŧî. 六 百 年 六 + 月 + 号 日

(1)

増 刊

目 次

則 第 一号

○福岡県災害救助法施行細則の 部を改正する規則

福祉総務課)

示 (第八号・第九号)

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課)

○福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課)

…八

「300,000円」に改める

福 |岡県規則第二十四号| 中正誤 ○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

正

規

則

福岡県災害救助法施行細則

0)

部を改正する規則を制定し、

ここに公布する。

平成二十六年一月十日

税 務 (平成二十五年十二月

課

八

小 Ш 洋

福岡県知事

福岡県規則第一号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則 昭 和四十年福岡県規則第四十四号) 0) 部を次のように

改正する。

第四条中 「第三十条第二 項 を 「第十三条第二 項 に改める。

第五条中 「第九条第一項」を 「第三条第一項」に改める。

第十一条中 「第二十五条」を 「第八条」に改める。

第十四条中 第十 一条」を 「第五条」に改める。

第十六条中 第 一十七条第四項 を 第十条第三項に お いて準用する法第六条第四

項

福岡県造林事業補助金交付規程

(昭和)

五

十四年十

月福岡県告示第千六百七十六号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

に改める。

第十七条第一 第 九条中「第三十条第一 項 に改める 項 を 「第十三条第一 項 に、 「第二十三条第一項」 を

第二十条中「第四十四条」 を 「第二十九条」 に改める

第二十四条中「第三十七条」を 「第二十二条」に改める。

別表第三中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に、 「第十条第一号から第四

四条第五号から第十号まで」に改める まで」を「第四条第一号から第四号まで」に、 「第十条第五号から第十号まで」を

様式第三号から様式第五号までの様式及び様式第七号中 「第26条」 を 「第9 **%**

様式第九号中「郷24米」 を 第7 缑 に 6 ヶ月」 を 6 Д に 「50,000円」

める。

を 「第7 《朱 に改める。

様式第十号中「郷24米」

様式第十五号中 様式第十二号中「郷25米」 「第27条」 を を 「郷8米」に改める。 「郷10米」に改める。

様式第十九号中「第30条第1項」を「第13条第1項」 様式第十八号中 「第29条」 を 「郷12米」に改める。 に改める。

様式第二十二号中「第34条」を「第19条」に、 様式第二十五号中 「第44条」を 「辮29米」に改める。 「第35条」を「第20条」 に改める

則

この規則は、 公布の日から施行する

告 亦

福岡県告示第八号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

-成二十六年一月十日

福岡県知事 小 Ш

洋

毎週火金曜日 定期発行日

平成26年1月10日 金曜日

号	· 増
Ħ	別表 2
粪	
0	環境林園
X	\ 境林整備事業
\$	採
#	
粪	
₩	
体	
_	

等 (7)・(4) D S S S S S S S S S S S S	行音地談等整備 鳥獣害防止施設等整備 林内介業場及び 林内かん水施設整備 林床保全整備 荒廃竹林整備 森林作業道整備	区 分 (d) (f) (f) (f) (f) (f) (f) (f) (f) (f) (f
法人等及び森林経営計画策定者(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く(市町村にあってはこの限りではない。)こととし、市町村以あっては地方公共団体及び者と、市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)とする。	中国 大學 大學 化二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	事業主体が自ら所有する森林以外で(ア) 市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合又は奮附や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。) (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)
上(付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。)	一番学権の高額が0.1~ケタール以	事業の規模 1 施行地の面積が0.1~グタール以上(付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。)
た何の40パーセント	電効々(単乙条車等 が	種助金の額 事業の実施要件 (1) 当該事業に要した経費 森林環境保全整備事業 (2) で、如事が査定し計画に基づき行う事業と た額の40パーセント。 する。 する。 する。 する。 する。 する。 する。 する。 する。 する

						保全松林緊急
		除伐等 衛生伐 <u></u>	雪起こし倒木起こし	樹下植栽等 (ア)・(イ) 下メリり	松林保護樹林帯造成 人工造林	保全松林健全化整備 衛生伐
						市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者(ただし、森林経営計画策定者の団体及び森林経営計画の対象森林を含む林班内営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)とする。
						1 施行地の面積が0.1~クタール以上(付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。)
					48.54	当談事業に要した標準経費の70パーセント
					2事業と9の 松くい虫被害対策の実 施についてに基づき樹種 短機を行う事業とする。	版 校へい虫被害対策の実施について(平成9年4月施について(平成9年4月7日9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。)に最近さな公給的機能の高い権全なな林の整備を行い権をでなべる。

(備光) この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

褔

畄

県

公

別表 5 松くい虫被害対策強化事業

	衛生伐	事業
		0
		区 分
	海岸沿いの高度公益機能森林及び地区保全森林を有する 	事業主体
	1 施行地の面積が0.1〜クタール以上	事業の規模
成に要する経費について知事が必要と認めるとき知事が必要と認めるとき知、第2条の補助金に加算し、加算の割合、別表の自力を表し、加算の自分、別方の自分、加算の自分、別方の自分をありとする。この場合の補助金の額は、第2条に基づく補助金の額とする。	別表 2 保全松林緊急保護整備事業における衛生	補助金の額
的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。	3くい虫被害対策の17ついてに基づき公	補助対象事業の内容

(備考) この表で使用する用語の意義は、森林病害虫等防除法(昭和 25 年法律第 5 3 号)、松くい虫被害対策の実施について、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

別表6

市町の財政力指数	補助率の加算
0.8以上	21パーセント以内
0.8未満0.5以上	24パーセント以内
0. 5未満	27パーセント以内

附 則

付規程別表五の規定は、平成二十七年度までの補助金に適用する。、平成二十五年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の福岡県造林事業補助金交この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は

福岡県告示第九号

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月十日

福岡県知事 小川洋

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示

の一部を次のように改正する。福岡県造林事業交付金交付規程(平成二十三年一月福岡県告示第二百三十一号の三)

の額の確定のあった日の翌年度の六月二十五日までに確定しない場合であっても、そただし、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合又は当該交付金第六条第三項に次のただし書を加える。

第二条第一項中「別表三」を「別表四」に改める。

別表一から別表三までを次のように改める。

の状況について知事に報告するものとする。

平成26年1月10日 金曜日

別表 1
共生環境整備事業

一株道館用取り 株道館 用取り 本道館	 申 	森林空間総合整備	
1設整備 內等 地各全 共生環境整備 付帯施設整備 內等 步擊 等	作 帯 	共生環境整備	全 業
	標林駐防鐵内車火	樹羅ドド技林士等専用の表現間様の近天が、組みずるのでで、	権が
漢級機機 選級機械 選級機械 選級機工 大本年末 中央市の本本年 中央市の本本年 市の大大 中の大大 中の大大 市の大大 一の大 市の大大 市の大大 市の大大 市の大大 一の大 市の大大 市の大大 市の大大 市の大大 市の大大 一の大 市の大大 市の大大 市の大大 市の大 市の大大 市の大大 市の大 市の	標識類整備 林內作業場整備 駐車場整備 防火施設整備	樹木等の植栽・ 雑草木の除去 不用水の除去 不用水の除去 木の筋法 大変の除去 枝葉の除去 林間広場整備 林間広場整備	
整金田進河	重場開整 整整 土地		回豐
整整整 備 関 暦 本 東 東 東 東 田 田 田 田 田 田		権無が、	一 分 査
			1
政民等森を律林(に合林)者体(1活民うけに有生森林整条動条の支主(林政第法・名を施。及を昭条動開ちた関者生林組備第法第団			市町村
慶草森経正っしいら業忍び除印第法放森者す 物所合法7人8体タ本賞する本質でむ計定義く27人タ林又ろ 共有、人号等号及りよりは、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1			粜
イイ法計るらい、追認の面と床。年号等人路は錦生主義、に、にグナ発面法、旧旧み、を受組、収に ブ営市定、林 茶森褐森栽培 おきままる			
(4) 1 女律二生社をあい、トラン合品(4十一) 登集日本が本宅本(4) 1 ひ よーはえ影うたその第げ 国村緒 偏体合法を法予経干者の考してと第つ定。者の為、そ 多学と糸 に約週世半風で書			
町株に株平改い2146~、64杯の特(株のり)、各台行定行森が森根によるい2年を以(他林の特)株ののし、各台行定行森計村経規は21日の条用受下森林法長走(所認森た)市、会合邦令林画			A
「賞定の23前〜第中け同林業施 ¹² 非「有定林森」町生、第営第所等しなの。 内室		一を整及く	\perp
1 . () () () () () () () () () (1. の変化の 化を備び。 以森、月	# 15 15
施152帯道得行へへま施等を地ククり設整除地ククリ設整にのタタが等備く		上林林田の「大大地」の「内内」	業のなが
のタタが挙備く面一一も整及。		ま付歩幹と帯道取	5)
第10 の では、 できます できる できる できる できる できる できる でっかい (のより) で の 1 1 0 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		の 1 イベリーの 1 でまりの 2 ある	ベが模りに
	作っ	% ~	`
新	が変数を表現します。	十	交付金の額 当該事業に要し7
1	事業に	事業 77(金楽
	当該事業に要し 発費の70パー	570次 F ※ 70次 1	の 関 で 関 で で で で の の の の の の の の の の の の
デ	れた実ン	বলৈ ব	た実
*** ■ (# 5
		اب م	道 一
· 本 世		Ü	村地
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			或整侧
프로 프			画学画の
ii 及 及び			i 及び
· ·			森供茶
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			基盤
秀 - 			施 整備事
です。 ※時 三型			 漢
			画河
- 農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事業とする。			無
₩ **			事 業 の 実 施 要 件 農山漁村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画に基づき行う事
<u>¬</u> ·I			1 SVI

十灰 20 平 1 万 10 日	立唯口 TH	門亦	Δ .	∓IX	労33025 3	月11年 10	_
					、 (備考) この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要領で使用する用語の例による。	日 日地等 土地取得 ○認定を受けた者 日地等 土地取得 市町村 取得 立木竹取得 立木竹取得 *** ** *** *** *	

造林未済地緊急造林	耕作放棄地等森林造成	特定林地改良事界
人工造林 樹下植栽等 下刈り 雪起こし 雪起こし	人工造林 樹下植栽等 下刈り 雪起こし 倒木起こし 枝打ち (7)・(4)・(ウ) 除伐等 間伐 東新伐 大帯施設等整備 林木被害防止施設等整備 林内作業場及び 林内介シル大施設整備 生育環境補完整備 生育環境補完整備	事 業 の 区 分 特定採地改良 付帯施設等整備
市町村		事業主体 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合 合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体とする。
1. 施行地の面積ぶ0.1~クタール以上 (付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。)	1. 施行地の面積が0.1~クタール以上 (付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。)	事業の規模事業の規模工化の方面であり、1、地行地の面積が0.1~クタール以上(付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。)
当該事業に要した経費について、知事が査定した何の40ペーセント	当該事業に乗した裕貴について、知事が査定した領の40ペーセント	
で、一般には、一般には、一般には、一般には、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で	で 関ロ 国 日 選 日 選 日 選 日 選 日 選 日 選 日 選 を 選 本 基 報 整 編 事 郷 門 の 記 志 か 治 か か か か か か か か か か か か か か か か か	事業の実施要件 票別山流村地域整備計画及び森林基盤整備事業計画で基づき行う事業とする。

枝打ち (ア)・(イ)・(ウ)
5 田部の賞談は、⊪山油村田域東
(ア)・(イ)・(ウ)
排 以 學 備 冷 什 令 実 慚 要 頜 で 傅 月
1

楪		4							赘	7
	鳥獣害防止施設等整備	更新伐 村帯施設等整備	除伐等	倒木起こし	雪起こし	FXI 0	樹下植栽等 (7)・(4)	人工造林	林保護樹林帯造成	衛生技
							1	,		株所有者の団体及び森林経営計画等で者(ただし、森林経営計画策定者の団体及び森林経営計画策定者(ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)とする。
										然内で上備し、名を
										上(付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。)
										経費の70パーセンド
							換を行う事業とする。	「慈」では、事業でし、 校へい虫被害対策の実施 でもことにする。	一農山漁村地域整備計画	で展示される機関の で展がされる場所として 校へい由被害対策の実施 について(平成9年4月7 にのいて(平成9年4月7 日9林野造第105号林野庁 長官通知。以下同じ。) に基づき公益的機能の高 に確全な校林の整備を行 ご事業とする。

(備光))。この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要領、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要 領で使用する用語の例による。

福

畄

県 公

別表 4
松くい虫被害対策強化事業

事 業 の 区 分 事 業 主 体 海岸沿いの高度公益機能森林及び地区保全森林を有する 市町とする。	業 の 区 分 事 業 主 体 海岸沿いの高度公益機能森林及び地区保全森林を有する 上 市町とする。	業 の 区 分 事 業 主 体 事 業 の 規 を
事 業 主 体	事 業 主 体 り高度公益機能森林及び地区保全森林を有する 上	事業 主体 事業の規模 交付金の額 り高度公益機能森林及び地区保全森林を有する 1 施行地の面積が0.1〜クタール以 別表3保全松林緊急保護艦備事業における衛生代決する経費について代表が必要を設めるときに、第2条の交付金に加算して交付するものとし、加算の割合は、別表3分のを付金の額は、第2条の交付金の額は、第2条の交付金の額は、第2条の支付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づを表する。このは、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づを表する。このは、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づくを表するは、第2条に基づくを表するを表する。
事 業 主 体	事 業 主 体 り高度公益機能森林及び地区保全森林を有する 上	事業 主体 事業の規模 交付金の額 り高度公益機能森林及び地区保全森林を有する 1 施行地の面積が0.1〜クタール以 別表3保全松林緊急保護艦備事業における衛生代決する経費について代表が必要を設めるときに、第2条の交付金に加算して交付するものとし、加算の割合は、別表3分のを付金の額は、第2条の交付金の額は、第2条の交付金の額は、第2条の支付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づを表する。このは、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づを表する。このは、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づくを表するは、第2条に基づくを表するを表する。
事 業 主 体	事 業 主 体 り高度公益機能森林及び地区保全森林を有する 上	事業 主体 事業の規模 交付金の額 り高度公益機能森林及び地区保全森林を有する 1 施行地の面積が0.1〜クタール以 別表3保全松林緊急保護艦備事業における衛生代決する経費について代表が必要を設めるときに、第2条の交付金に加算して交付するものとし、加算の割合は、別表3分のを付金の額は、第2条の交付金の額は、第2条の交付金の額は、第2条の支付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づを表する。このは、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づを表する。このは、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づくを表するは、第2条に基づくを表するを表する。
事 業 主 体	事 業 主 体 り高度公益機能森林及び地区保全森林を有する 上	事業 主体 事業の規模 交付金の額 り高度公益機能森林及び地区保全森林を有する 1 施行地の面積が0.1〜クタール以 別表3保全松林緊急保護艦備事業における衛生代決する経費について代表が必要を設めるときに、第2条の交付金に加算して交付するものとし、加算の割合は、別表3分のを付金の額は、第2条の交付金の額は、第2条の交付金の額は、第2条の支付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づを表する。このは、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づを表する。このは、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づく交付金の額は、第2条に基づくを表するは、第2条に基づくを表するを表する。
11.	.1 1	事業の規模 1 施行地の面積が0.1~クタール以 別表3保全松林緊急保 護整備事業における衛生 (大に要する経費について 知事が必要と認めるときは、第2条の交付金に加 算して交付するものと し、加算の割合は、別表 3のとおりとする。この 場合の交付金の額は、第 2条に基づく交付金の額 を差し引いた額とする。

(備考) この表で使用する用語の意義は、森林病害虫等防除法(昭和 25 年法律第 5 3 号)、松くい虫被害対策の実施について、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

市町の財政力指数	交付率の加算
0.8以上	21パーセント以内
0.8未満0.5以上	24パーセント以内
0. 5未満	27パーセント以内

附
則

付規程別表四の規定は、平成二十七年度までの交付金に適用する。、平成二十五年度分の交付金から適用する。ただし、改正後の福岡県造林事業交付金交この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業交付金交付規程の規定は

ページ

発行年月日

25 . 12 . 13

1

0	上	欄	
	下	11 利	
後 11か ら	行		
	備考		
272	正		
ここは・	mit	면것	